ひとり親家庭応援事業※申込受付は終了しました。



【とみまるデジタルポイントをご利用される皆様へ】

利用決済アプリ「TOYAMA ONE Wal
let」では、各マネー、ポイントによって<span style="color: #ff00
00;">利用できる店舗が異なる場合がございます。
アプリの「加盟店舗一覧」画面にて、</spa
n>利用できる店舗を必ずご確認の上、ご利用く
ださい。
ポイントをご利用いただくには、ＳＭＳ認証の事
前設定が必要になります。
詳しくは下記「３．「TOYAMA ONE W
allet」アプリの準備について<span style="color: #ff0000;"
>（３）とみまるデジタルポイン
トを利用する前の準備」をご確認ください。
とみまるデジタルポイント利用可能店舗はこち
ら</strong
https://hitorioyanavi-toyama.jp/rwlm

とみまるデジタルポイントの利用期限は令和８年９月３０日（水）まで

１.対象

申請日において、県内に在住し、以下のいずれかを満たす方

①児童扶養手当を受けている方（対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和 8年３月末に資格喪失となった児童扶養手当受給者を含む）
②平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等(※１）で

・公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していないが、収入が①と同じ水準の方

（※１)ひとり親等：以下のア）～カ）のいずれかに該当する方）

ア）父母が婚姻（法律婚・事実婚）を解消した児童を養育している

イ）父または母が死亡した児童を養育している

ウ）母が婚姻（法律婚・事実婚）によらないで懐胎した児童を養育している

エ）父または母が障害（障害年金１級）の状態にある児童を養育している

オ）父または母が配偶者からの暴力（ＤＶ）に関する保護命令を受けた児童を養育している

カ）父母が離婚を前提に別居している児童を養育している

２．申込期間

令和８年３月３１日（火）～令和８年８月１４日（金）まで（※郵送は必着、インターネットは２３時５９分まで）

３．「TOYAMA ONE Wallet」アプリの準備について

（１）「TOYAMA ONE Wallet」アプリのダウンロードに関しての注意点

以前に「とみまるデジタルポイント」や「とみいくデジタルポイント」等を使用したことがあれば、アプリ（アカウント）はそのまま使用できます。既に利用されたことがある方は既存のアカウントをそのまま利用いただくようお願いいたします。（アプリを削除している場合は再度ダウンロードお願いします。ログイン時にGoogleまたはAppleのアカウントを選択する画面が出てきますので、以前利用したアカウントでログインしてください）
同じアカウントであれば同アプリ内で残っている他ポイント等も支払い時に合算して使用が可能です。

（２）「TOYAMA ONE Wallet」アプリを初めてダウンロードする場合

①「TOYAMA ONE Wallet」アプリをダウンロードしてください。

②「TOYAMA ONE Wallet」の利用規約及びプライバシーポリシーについて「同意する」にチェックし、「同意して進む」ボタンを押してください。

③ 新規登録画面にて「Googleでログイン」または「Appleでサインイン」を選択してください。

④ 「Google ID」または「Apple ID」を入力してください。

⑤ 「TOYAMA ONE Wallet」アプリの説明画面が３枚表示されますので、「次へ」、「次へ」、「完了」をタップしてください。

⑥ ホーム画面下部の「メニュー」をタップしてください。

⑦ メニュー画面で、ユーザーIDの「コピー」をタップしてください。

※ポイント申請時にユーザーIDの入力が必要になります。（ペースト・貼り付けでID入力してください。）

TOYAMA ONE Walletアカウント作成手順について

https://hitorioyanavi-toyama.jp/g3nk

ユーザーIDのコピー方法について

https://hitorioyanavi-toyama.jp/3iu5

①TOYAMA ONE Walletをインストールしよう！

①QRコードの読み込み

App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう

QRコードはデンソーウェーブの登録商標です

②「新規登録」をタップ



③GoogleまたはAppleのID/PWで登録



④ホーム画面が表示されるため、ホーム画面の右下…をタップ



ホーム画面

⑤セキュリティをタップ



⑥電話番号設定をタップし、スマホの電話番号を入力

複数の端末で同じ番号は登録できません。



⑦「登録」をタップ



⑧SMS認証をタップし、「２段階認証設定を有効にする」をタップ



⑨認証コードを入力して、「認証」をタップし完了



（２）「TOYAMA ONE Wallet」

アプリを再度ダウンロードする場合

※以前アプリを利用されていて、退会せずにアプリを削除された方は、以前利用したアカウントと異なるアカウントでログインされますと、ポイント利用時にエラーの原因となる場合がありますので、ご注意ください。

①「TOYAMA ONE Wallet」アプリをダウンロードしてください。

②「ログイン」をタップしてください。

③「Googleでログイン」または「Appleでサインイン」を選択してください。

④「Google ID」または「Apple ID」を入力してください。

⑥ホーム画面下部の「メニュー」をタップしてください。

⑦メニュー画面で、ユーザーIDの「コピー」をタップしてください。

※ポイント申請時にユーザーIDの入力が必要になります。（ペースト・貼り付けでID入力してください。）

（３）とみまるデジタルポイントを利用する前の準備

① ホーム画面下部の「メニュー」をタップしてください。

②「セキュリティ」をタップしてください。

③「電話番号設定」をタップして、利用している電話番号を入力してください。

④「登録」をタップしてください。

⑤「ＳＭＳ認証」をタップし、「２段階認証設定を有効にする」をタップしてください。

⑥ 登録済みの電話番号宛に認証コードが届きますので、届いた認証コードを入力してください。

⑦「認証」をタップしてください。

※SMS認証時にエラーが発生した場合、異なるアカウントでログインしている場合があります。

　　複数のアカウントにおいて同一の電話番号は登録できませんので、一度ログアウトして、心当たりのあるアカウントで再度ログインお願いします。

４．申込方法

インターネット

下記「５．必要書類（本人確認書類、要件確認書類）」を準備し、「６．申請フォーム」よりお申込みください。

郵送

申請書(pdfファイル)をダウンロードし、下記「４．必要書類（本人確認書類、要件確認書類）」を添えて事務局まで郵送してください。
https://hitorioyanavi-toyama.jp/68al

５．必要書類(フローはこちらから)

１本人確認書類

申請者の運転免許証（裏面記載がある場合は裏面も）、マイナンバーカード（表面）のいずれかのコピー（画像）

２要件確認書類

■児童扶養手当の支給を受けている方（「1.対象」で①に該当する方）

・「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当手当額改定（令和8年4月分からの手当額改定）通知書」のいずれかのコピー（画像）

※富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町にお住まいの方は、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー（画像）でも受け付けます（【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるように「資格証を開いて」コピー等してください。）

※対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和8年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者の方は、「児童扶養手当資格喪失通知書」のコピー（画像）でも受け付けます（ただし、全部支給停止者の方は除きます）

■平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、収入が児童扶養手当受給者と同等である場合（「1.対象」で◎以下の【A】と【B】が必要です。

要件確認書類【A】

・申請者と児童の戸籍謄本（抄本）及び申請者・児童が属する世帯全員の住民票（いずれも発行から1か月以内のものとしてください。コピーや画像添付不可）

※児童扶養手当受給資格認定を受けているが、手当が全部支給停止となっている方は、「児童扶養手当支給停止通知書」のコピー（画像）でも受け付けます（受給資格者名や支給停止の期間、通知日がわかるようにコピー等してください。）

※魚津市、黒部市、砺波市、南砺市にお住まいの方は、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー（画像）でも受け付けます。（【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるように「資格証を開いて」コピー等してください。）

要件確認書類【B】

・簡易な収入額の申立書（別紙様式）及び直近の給与明細書（コピー・画像）、年金振込通知書（コピー・画像）等の収入額がわかる書類

様式：

・簡易な収入額の申立書【公的年金給付等受給者用】ＰＤＦ、
https://hitorioyanavi-toyama.jp/u59x

・簡易な収入額の申立書【児童扶養手当受給者相当の収入の方用】ＰＤＦ、
https://hitorioyanavi-toyama.jp/j6y0

【注意】

・給与明細書は、申請者名、給与支給年月、給与支給総額、給与支給者がわかるようにコピー等してください

・年金振込通知書は、申請者名（年金受給者）、年金支給額、通知日がわかるようにコピー等してください。

※その他（富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町にお住まいの方）

・児童扶養手当は受けていないが、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」をお持ちの方は、【A】と【B】に変えて、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー（画像）でも受け付けます。（【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるように「資格証を開いて」コピー等してください。）

■児童扶養手当を受けておらず、ひとり親家庭医療費受給資格証も持っていない方で、以下①～⑤のいずれかに該当する場合は、【A】、【B】に加え、追加資料が必要です。

①申請者の配偶者が障害（障害年金1級）の状態にある（ひとり親ではない）方

年金額改定通知書（R6.6発行のもの）または、年金証書または、年金決定通知書のコピー（画像）

②申請者がＤＶ被害に関する保護命令を受けた

保護護命令決定書の謄本及び確定証明書

③父または母に代わって児童を養育している

養育申立書（様式①　PDFファイル、

https://hitorioyanavi-toyama.jp/lek1

④父母が離婚を前提に別居している児童を養育している

申立書（様式②　PDFファイル、

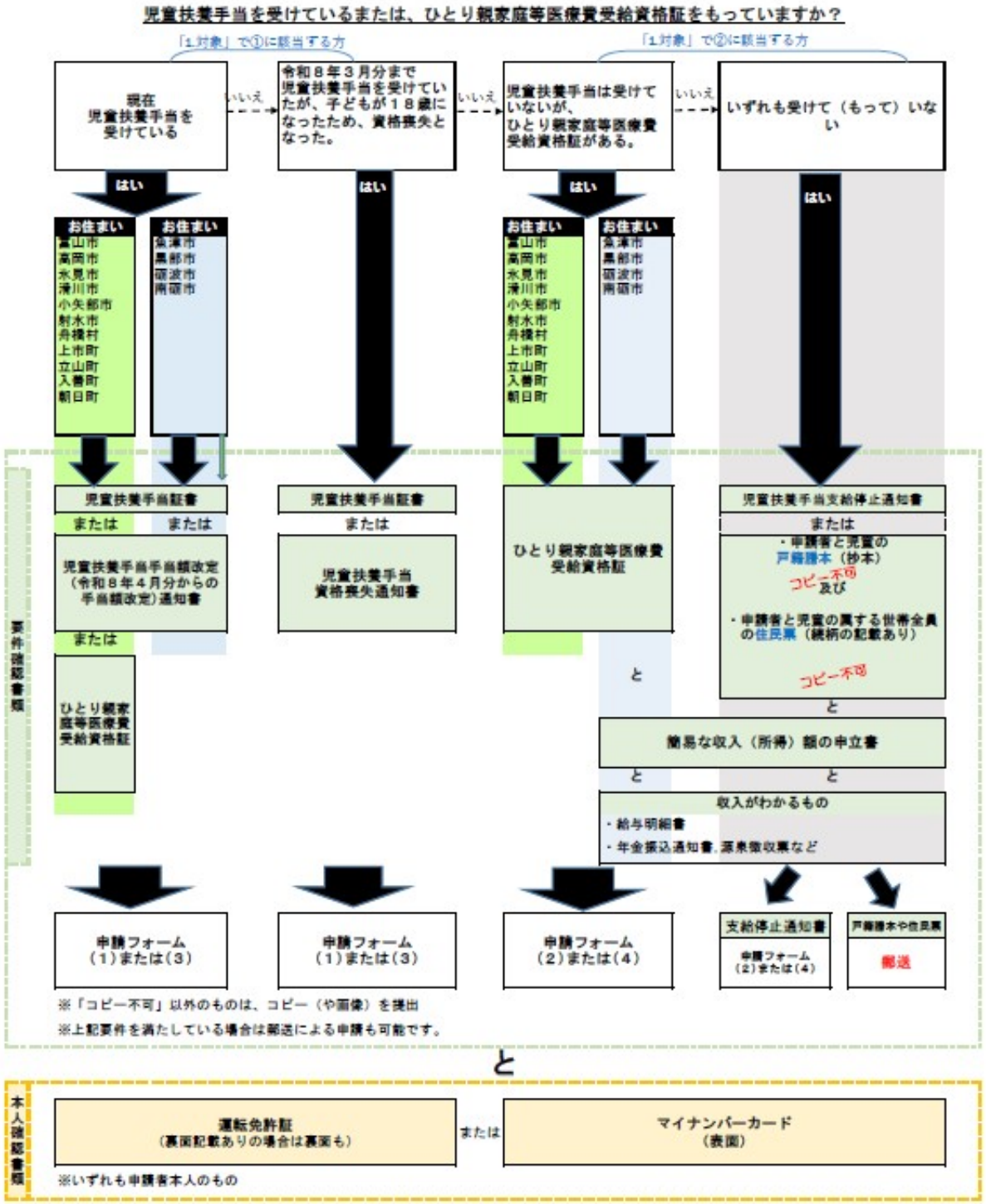
https://hitorioyanavi-toyama.jp/jnt2

⑤対象児童の全てと別居(国内に限る）している

別居監護申立書（様式③　PDFファイル、

https://hitorioyanavi-toyama.jp/aqr7

必要書類確認（フロー）



その他必要書類（「いずれも受けて（もって）いない」方で、かつ以下に該当される方）	
申請者の配偶者が障害（障害年金1級）の状態にある方（ひとり親ではない）	年金額改定通知書（R8.6発行のもの）または、年金証書または、年金決定通知書
申請者がＤＶに関する保護命令を受けた	保護命令決定書の謄本及び確定証明書
父または母に代わって児童を養育している方（養育者）	養育申立書（様式①）
父母が離婚を前提に別居している児童を養育している	申立書及び離婚調停関係書類
対象児童の全てと別居（国内に限る）している	別居監護申立書（様式②）及び対象児童の健康保険資格確認書等（申請者が被保険者（世帯主））のコピー（番号をぬりつぶすこと）

６．申請フォーム※申込受付は終了しました。

<del>「TOYAMA ONE Wallet」のユーザーID及び必要書類を準備して入力を始めてください
。</del>
<del>（【注意】ひとり親医療費受給資格
証を添付される方は、資格証を見開いた状態で撮影してください。）</del>

~~≪「画像のアップロードがうまくできない！」などでお困りの方≫~~
~~★一つの設問に対してその都度アップロードが必要です。あとでまとめてアップロードはできませんのでご注意ください★~~

~~申請フォームへの、本人確認書類および要件確認書類の画像ファイルアップロードについて、下記の手順で操作してください。~~
~~❶グレーの「ファイルを選択」ボタンをタップまたはクリック　→　「写真を撮る」「写真ライブラリ」等のどれかを選択し、写真を撮る、またはアップロードしたい写真を選ぶ。~~
~~❷写真を撮影または選択をしたら、グレーの「ファイルを選択」の右横に小さな画像と『image.jpg』などの画像の名前が表示されるのを確認。~~
~~❸ミドリ色の「アップロード」ボタンをタップまたはクリック　→　画像の名前（『image.jpg』など）が「アップロード」ボタンの下に移動したら、その設問でのアップロードが完了。~~
~~※「アップロード」をしたら、グレーの「ファイルを選択」ボタン右横の画像の名前が消えて “ ファイル未選択 ” と出ますが、ミドリ色の「アップロード」ボタンに画像の名前が移動していれば、画像のアップロードは出来ています。~~

~~＜申請フォーム１：とみまるデジタルポイント希望＞~~

~~（１）児童扶養手当受給者の方（「1.対象」①に該当する方）でとみまるデジタルポイントを希望される方はこちらから~~

~~＜申請フォーム２：とみまるデジタルポイント希望＞~~

~~（２）平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で収入が児童扶養手当受給者と同等の方（「1.対象」②に該当する方）のうち、ひとり親家庭等医療費受給資格証または、児童扶養手当支給停止通知書をお持ちの方でとみまるデジタルポイントを希望される方はこちらから~~

~~※戸籍謄本（抄本）や住民票の添付が必要な方は、郵送受付のみとなります。（申請フォームをご利用いただけません）~~
~~申請書(pdfファイル)をダウンロード~~
https://hitorioyanavi-toyama.jp/68al

~~＜とみまるデジタルポイントを受領できない方＞~~

~~①障害等により、スマートフォンを使用できない（所持していない）方~~

~~②①以外の経済的な理由等により、スマートフォンを所持していない方~~

~~③その他、特別な事情がある方~~

~~＜申請フォーム３：応援セット＞~~

~~（３）児童扶養手当受給者の方（「1.対象」①に該当する方）で応援セットを希望される方はこちらから~~

~~＜申請フォーム４：応援セット＞~~

~~（４）平成19年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で収入が児童扶養手当受給者と同等の方（「1.対象」②に該当する方）のうち、ひとり親家庭等医療費受給資格証または、児童扶養手当支給停止通知書をお持ちの方で応援セットを希望される方はこちらから~~
~~※戸籍謄本（抄本）や住民票の添付が必要な方は、郵送受付のみとなります。（申請フォームをご利用いただけません）~~
~~申請書(pdfファイル)をダウンロード~~
https://hitorioyanavi-toyama.jp/68al

（個人情報の取扱い）

申請書に記入（入力）された内容は、とみまるデジタルポイント提供または応援セット発送以外の目的に使用しません。
プライバシーポリシーはこちら

https://www.pref.toyama.jp/1021/kensei/kouhou/privacy.html

（お問合せについて）

「TOYAMA ONE Wallet」アプリに関する登録・トラブルについて

TOYAMA ONE Wallet　事務局　　TEL:050-8882-6960 (平日10:00～17:00)

TOYAMA ONE Wallet　ホームページはこちら

https://toyama-one-wallet.jp/

とみまるデジタルポイントお申し込みに関してご不明な点がございましたら、下記のとみまるデジタルポイント申請受付事務局までお問合せください。

なお、とみいくデジタルポイント事業事務局とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

申請先・問い合わせ先

呉西　　とみまるデジタルポイント申請受付事務局
〒930-0094　富山市安住町2番14号北日本新聞社ビル3階　株式会社北日本新聞開発センター内　メールアドレス：katei-ouen
連絡先：076-411-5576